

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

平成30年4月13日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務

2 業務概要

甲府市においては、産業を振興し地域活性化を図るため、中長期的な視点に立ち、市の産業分野全体の進むべき方向性や目標、重点施策等を定める「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」を策定することとしている。

そのため、本業務においては、市の産業に関する現状分析、課題抽出等を行うとともに、「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」策定に係る資料作成等の支援、策定委員会等の意見の取りまとめ、編集等を行うものとする。

3 履行期間

契約締結日から平成31年3月15日(金)までとする。

4 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 平成25年度から平成29年度までの間に、国又は地方公共団体の産業振興に関するビジョン(又は計画)の策定に係る業務として、3,800千円以上の業務委託契約の履行実績を有する法人であること。
- (3) 管理責任者は、国又は地方公共団体が実施した産業振興に関するビジョン(又は計画)策定業務(3,800千円以上の業務委託契約)における実務経験があること。

- (4) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

## 5 手続等

- (1) 「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務公募型プロポーザル実施要項(以下「公募型プロポーザル実施要項」という。)、 「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務委託仕様書及び「(仮称)甲府市産業振興ビジョン」策定支援業務公募型プロポーザル方式企画提案書等作成要領を甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加表明書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項等を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市産業部産業総室総務課(担当:石川、深澤)  
〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号  
TEL:055-237-5687(直通)  
FAX:055-227-8065  
電子メール [sangssm@city.kofu.lg.jp](mailto:sangssm@city.kofu.lg.jp)